

11/20
東(6)

保険料上限上げ

62万→64万円案

75歳以上医療制度

厚生労働省は、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の保険料の上限を、今年度改定している。今は、年金収入が年886万円以上の人が、保険料上限の62万円を払っている。高所得層の保険料を引き上げることで、中間所得層の保険料の伸びを抑える。見直し案によると、平均的な年金収入(年341万円)の場合、今年度から引き上げる案をまとめた。年金収入が年910万円以上の人のが対象で、加入者全体の1・29%にあたる。21日の社会保障審議会の部会で示す。

保険料の上限は2年に1度改定している。今は、年金収入が年886万円以上の人が、保険料上限の62万円を払っている。高所得層の保険料を引き上げることで、中間所得層の保険料の伸びを抑える。見直し案によると、平均的な年金収入(年341万円)の場合、今年度から引き上げる案をまとめた。年金収入が年910万円以上の人のが対象で、加入者全体の1・29%になるが、見直せば21万4千円に抑えられるという。